

# きりばたけ

## 通信

75号

令和6年12月号（年4回）  
札幌司法書士会 会長 後藤力哉  
編集担当責任者 番井菊世  
<https://sapporo-shiho.or.jp/>  
〒060-0051  
札幌市中央区南1条東1丁目3番地  
パークイースト札幌2階  
電話 011-281-3505  
FAX 011-261-0115



### せっかく遺言を残したのに！？

令和6年4月1日から相続登記が義務化し、多くの方の相続対策への意識の高まりを感じています。相続対策として一番に考えるのは、やはり「遺言」ではないでしょうか。きりばたけ通信ではこれまで、年末年始に遺言のお話を紹介してきました。今回は、せっかく遺言を残していたのに、遺言者の意思が反映できなかった例を見ながら、遺言を書く時の注意点を確認したいと思います。



遺言を書く人が増えているようだけど、今まで見てきた遺言で、遺言の執行が難しかったり、そもそも遺言が無効になってしまったりした案件はあるかな。

自分で遺言を書く自筆証書遺言の中には、残念ながら自筆証書の遺言の要件を満たしていなくて、遺言が無効になってしまうものがあるね。



司法書士 安東



自筆証書遺言の要件を教えてよ。

遺言の全文と日付を自書し、署名押印することだよ。日付について、日付印を押してしまったり、〇年〇月吉日と記載してしまったりすると無効になるよ。



自書って全部手書きってことだよ  
ね？

財産目録については、必ずしも手書きでなくてもよくなったんだけど、署名押印はすべての頁に必要なだよ。もし、自筆で書いた遺言が要件を満たしているか心配な場合には、法務局で遺言を預かってくれる自筆証書遺言書保管制度が便利だよ。要件を満たしていないと預かってくれないので、最低限の要件を満たしているか確認できるよ。



遺言の要件は整っているけれど、遺言の執行が難しいケースはあるかな。

遺言の書き方によっては、遺言の執行ができないケースもあるよ。例えば、「相続人〇〇にすべてを任せます。」と書いてあったケースでは、遺産をすべてその相続人にあげるという意味なのかどうかははっきりせず、相続人間で争いになり、遺言の執行ができなかったよ。





そうなんだ。任せると書いてあったら、その人の自由にしていよいよという意味かと思うよね。でも、実際にはあいまいすぎて無効になってしまうんだね。他には何かあるかな。

不動産の特定の仕方、住居表示で記載してしまっていたため、近隣に他にも不動産を持っていて不動産の特定ができず、遺言があるのに相続人全員の上申書が必要になった事例もあるよ。



不動産の記載をする時は、不動産の全部事項証明書をそのまま財産目録としてつけるか、証明書通りに記載すると確実だね。他にもあるかな。



あるケースでは、遺言の文言としては間違えではないんだけど、相続人に不動産を「遺贈する。」と記載がありながら、遺言執行者の指定がなかったんだ。当時は、遺贈の場合、不動産の名義を変更するためには相続人全員の協力が必要だったため、別途、遺言執行者を選任する手続が必要だったんだ。



これが、相続人に不動産を「相続させる。」と記載があれば、別途、遺言執行者を選任する手続は必要がなかったんだね。



そうだね。令和5年4月1日からは、相続人に対する遺贈の場合、遺贈を受けた相続人だけで、不動産の名義を変更することができるようになってきているよ。



遺言が無効になることを防ぐためには、公正証書で作るのが一番いいのかな。



実は、公正証書で作られていても複雑な登記が絡むために、登記ができなかった案件もあったよ。せっかく作った遺言が無効にならないように、やはり法律の専門家に相談することが大切かもしれないね。



遺言を一度作れば、ずっと安心かな。



遺言ができているとずっと安心とも限らないよ。遺産をあげようとした人が先に亡くなってしまった場合には、その部分の遺言は無効になるよ。自分の作成した遺言を定期的に見直して、不都合があれば作り直すことも必要だね。



遺言書を書くのはまだハードルが高いという場合にお勧めのものはある？



道内の司法書士会と法務局でエンディングノートを共同作成したよ。個人で利用する分には無料でダウンロードできるよ。

解説も豊富なのでぜひ年末年始のお休みにチェックしていただきたいです。



<https://sapporo-shiho.or.jp/archives/3358.html>